

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

●申請方法

- ・中小事業者等(個人(※1)、法人(※2))は、市区町村に対して「先端設備等導入計画」を申請。
(※1)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)
(※2)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)(租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)
- ・市区町村による計画の認定後に、投資を実行
- ・特に、家屋については、税理士や会計士といった認定経営革新等支援機関に、①家屋が盛り込まれた先端設備等導入計画案、②新築の家屋であること、③家屋に生産性向上要件(年平均1%以上)を満たす先端設備が設置されること、④設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であること、について、確認を受ける。市区町村への計画申請時に、確認書を添付する。

●認定経営革新等支援機関への申請書類【家屋の例】

- ①家屋が盛り込まれた先端設備等導入計画案
 - 先端設備等導入計画に新築予定の家屋が盛り込まれていることを確認。
- ②新築の家屋であること
 - 建築確認済証で、新築の家屋であることを確認。
- ③家屋に先端設備が設置されること
 - 家屋の見取図で、生産性向上要件(年平均1%以上)を満たす設備等が設置される家屋であることを確認。
- ④設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であること
 - 先端設備の購入契約書で、設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であることを確認。

●対象者、対象設備、適用期限、軽減率

- ・対象者:個人事業主、中小企業
- ・対象設備:①機械装置・器具備品などの償却資産(※現行制度と同様)、
②事業用家屋及び構築物(広告塔など)(※新規に追加)。
②のうち、事業用家屋は、設備の取得価額の合計額が300万円以上の設備等とともに導入されたもの。
①の償却資産、②の構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。
- ・適用期限:2023年3月末まで(現在、2021年3月末までとなっているが、生産性向上特別措置法の改正を前提に2年間延長)
- ・軽減率:投資後3年間、ゼロ~1/2(自治体の条例で定める)
- ・対象地域:「導入促進基本計画」を策定している市区町村※(※)中企庁WEBサイト(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)を参照

<参考>申請の流れ【家屋の例】

- 家屋が先端設備等導入計画に盛り込まれること(先端設備等導入計画の案)
- 新築の家屋であること(建築確認済証)
- 家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が設置される家屋であること(認定計画・見取り図)
- 設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること(先端設備の購入契約書)

